

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護職員による喀痰吸引等の業務を行う場合には、利用者の安全を期すため、次の点に注意し、適切に実施してください。

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です。

◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります。

※登録事業者でない施設・事業所で、介護職員が喀痰吸引等の行為をした場合は、事業者及び法人等について、罰金刑が科されることがあります。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1号及び附則第26条）

※登録特定行為事業者：従事者が介護職員のみ事業者

※登録喀痰吸引等事業者：従事者に介護福祉士のいる（実地研修の実施体制を整備し、介護福祉士に対する実地研修を実施できる）事業者

2 喀痰吸引等を実施できる介護職員

◎登録研修機関等において、一定の研修を受け、都道府県による認定を受けた職員又は、公益財団法人 社会福祉振興・試験センターで登録を行った介護福祉士のみが、喀痰吸引や経管栄養を実施できます。

※ 研修を受けていない従業者が喀痰吸引等の医行為をした場合は、医師法違反、保健師助産師看護師法違反となり、登録事業者の取消等の処分を行う場合があります。（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）

※ また、特別養護老人ホーム等における経過措置による認定者は胃ろうによる経管栄養の接続、注入はできません。

喀痰吸引等（登録特定行為）の実施にあたっては、適合要件に沿った適切な業務運営がなされるよう、定期的（1年に1回以上）に自主点検を行い、自主点検結果を保存いただくようお願いします。詳細は、大阪府のホームページを参照ください。

【喀痰吸引等業務登録申請についてのお知らせ】

http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/tankyuin_futokutei/

【喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について 自主点検表】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/tan/index.html>